

清水町最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、清水町が発注する工事又は製造（以下「工事等」という。）の請負契約の締結にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合の、最低制限価格の制度について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格制度の対象となる工事等は、予定価格が1千万円以上3千万円未満の工事のうち町長が特に必要があると認めるものを対象とする。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費×97%（建築工事の場合は直接工事費×0.8×97%）
- (2) 共通仮設費×90%
- (3) 現場管理費×90%（建築工事の場合は(直接工事費×0.2+現場管理費)×90%）
- (4) 一般管理費×55%

2 調査基準価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てる。

3 特別なものについては、前項の算出方法に関わらず契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で別表に定める割合を予定価格等に乘じて得た額とする。

(対象業者への周知)

第4条 町長は、本制度の円滑な運用を図るため、公告又は入札執行通知の際に、令第167条の10第2項の適用があることを明示するものとする。

(入札の執行)

第5条 入札執行者は、入札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札しないものとし、当該入札に対して令第167条の10第2

項の規定により落札者としないう旨通知するものとする。

(入札経過の整理)

第6条 町長は、前条の決定を行った場合、入札結果表に当該入札をした者を失格と決定した旨記載するものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

<p>第3条3項の特 別なものに該当す ると認めるもの</p>	<p>第3条3項の特別なものに該当すると認めるものについては、次に掲げる割合を直接工事費に乗じて算出した額とする。 なお、合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>ア 大規模工事等の比較的工種が少なく単純な工事の場合は 0.8の補正值を用いて算出する。 (直接工事費×97%×0.8+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×55%)</p> <p>イ 設備系工事等二次製品費が高い工事で、土木工事標準積算基準書機械編や電気通信編及び土地改良工事積算基準(施設機械)を適用する工事及び下水道工事等の営繕工事以外の施設設備工事等の場合は、0.6の補正值を用いて算出する。 (直接工事費×97%×0.6+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×55%)</p> <p>ウ 標識設置工事、区画線設置工事、すべり止舗装工事等の場合は、0.9の補正值を用いて算出する。 (直接工事費×97%×0.9+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×55%)</p> <p>エ 建築工事の解体工事の場合は、0.8の補正值を用いて算出する。 (直接工事費×97%×0.8+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×55%)</p>
---	--